

利害関係の考え方

利害関係とは、委員と申請団体（コンソーシアムにあっては、その構成員である法人その他の団体。以下同じ。）との間において、次のいずれかの事実が認められることをいいます。

- ・ 委員及び二親等以内の親族（以下、「委員等」という）が名称の如何を問わず、申請団体において、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者（公益法人における役員若しくは評議員を含む）又は支配人の地位（以下、「支配力を有する地位」という）にある場合
- ・ 委員等が申請団体について、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有し、又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている場合
- ・ 委員等又は委員等が名称の如何を問わず支配力を有する地位にある団体と申請団体との資本、人的、取引・営業関係等の経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情（※）があると認められる場合

※「指定管理者の公正な選定を妨げる事情」とは、次に掲げる場合に該当するものをいいます。

- ・ 委員等が、申請団体から俸給、給料、賃金若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払を受けている場合
- ・ 委員等が支配力を有する地位にある団体及び申請団体のいずれか一方が、他の一方の親会社、子会社又は関連会社（財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる子会社以外の会社をいいます。）である場合
- ・ 委員等が支配力を有する地位にある団体と申請団体がコンソーシアムを結成し、指定管理者の指定に係る申請を行っているなど、これらの団体が密接に連携して企業活動を行っている事実が認められる場合
- ・ 申請団体が、委員等又は委員等が支配力を有する地位にある団体の主要な取引先と認められる場合